

令和7年度盛岡市情報セキュリティ外部監査業務委託 に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度盛岡市情報セキュリティ外部監査業務について、複数の業者から提案を受けることにより、当監査の実施等についてより良い方法を採用することが可能であり、安全、確実かつ効率的な監査を行うことが可能な提案業者を選定することを目的とする。

2 契約件名

令和7年度盛岡市情報セキュリティ外部監査業務委託

3 業者の選定

- (1) 業者選定にあたっては、市の選定基準により、提案内容を審査する。
- (2) 提出された書類及び説明内容を基に、審査員の審査により、契約が可能である業者を選定する。審査員は盛岡市情報企画課職員とする。
- (3) 契約候補者は、審査の結果、最上位となった提案書等の提案者とする。ただし、提案書等の内容を精査した結果、仕様書及び本要領に従っていない等の不備があった場合、次点の提案者を採用するものとする。
- (4) 選定結果については、何人も異議を申し立てることは認めない。
- (5) 契約は、契約候補者として選定した業者と随意契約を締結する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について、市の要請に応じて速やかに対応ができる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は盛岡市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
- (5) 直近1年度の国に納付すべき法人税、消費税若しくは地方消費税を滞納している者又は市に納付すべき市民税（法人にあっては法人市民税、個人にあっては個人住民税）、固定資産税若しくは都市計画税を滞納している者でないこと。
- (6) 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (7) ISO/IEC27001(JIS Q 27001) 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマーク認証を取得していること。
- (8) 過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)で、国、県及び政令市、その他市町村、公的機関(独立行政法人等)または民間企業における情報セキュリティ・情報システム監査の実績を有すること。
- (9) 監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守作業及び機器の提供に直接関わっている者でないこと。

5 提出書類

当プロポーザルに参加しようとする提案者は、次の書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿登録者は、(7)及び(8)の書類は提出不要とする。また、(9)の書類は登録されている場合に提出すること。

提出媒体は、紙及びCDまたはDVDによる電子データによるものとする。

紙によるものは、各書類の指定部数を用意し、電子データの形式は、マイクロソフト office 365 Apps for enterpriseにて確認可能であるファイル形式又はPDF形式によるものとする。

- (1) 参加申込書 1部(様式第1号)
- (2) 企画提案書 1部(任意様式)

ア 仕様書に示す本市の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限成果を上げるための提案を行うこと。

イ 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

ウ 仕様書に示す本市の要求事項に対し、以下に示す各項目の内容を含めて記載すること。

(ア) 本市の監査業務に従事することを予定しているチームの構成員について、情報セキュリティに関する所持資格を記載すること。なお、本市に来訪はしないが、事務所等において補助的に業務に従事する者がいる場合、その者を含めても構わない。

(イ) 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインの「不正プログラム対策ソフトウェアの常駐」、「パターンファイルの更新」、「不正プログラム対策ソフトウェアの更新」、「リモートメンテナンスのセキュリティ確保」、「外部からのアクセス時の本人確認機能」、「外部からのアクセス時の暗号化等」及びβ¹モデルを採用する場合の追加監査項目「脆弱性管理」に関するリスク検出するための

それぞれの監査項目案（1項目以上）と、それが検出事項になった場合の改善提案をそれぞれ作成すること。

- (3) 監査スケジュール表 1部（任意様式）
- (4) 業務実績書 1部（任意様式）
 - ア 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）の次の分類における情報セキュリティ・情報システム監査の件数
 - (ア) 国、県及び政令市、その他市町村、公的機関（独立行政法人等）
 - (イ) 民間企業
 - イ 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）の国、県及び政令市、その他市町村、公的機関（独立行政法人等）における下記セキュリティに係るサービス提供件数
 - (ア) 情報セキュリティポリシー策定・改定支援
 - (イ) 情報セキュリティ教育
 - (ウ) 情報セキュリティに係る調査、企画
 - (エ) 情報セキュリティシステム導入
 - (オ) 情報セキュリティ運用支援
- (5) 見積書（消費税額及び地方消費税額を含む。） 1部（任意様式）
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の付与認定登録証又はその写し 1部
- (7) 提案資格を有していることを証明する書類
 - ア 当該法人の登記事項証明書又はその写し 1部（電子データ不要）
 - イ 定款又は寄附行為等（全て複写。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 1部（電子データ不要）
 - ウ 納税証明書又はその写し 1部（電子データ不要）

納税証明書は、次に掲げる税について3カ月以内に官公庁が発行したもの又はその写しとする。

 - (ア) 直近1年度の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (イ) 直近1年度の盛岡市に納付すべき市民税（法人・個人）、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

※ 直近とは納付期限が到来しているものを指す。

 - (ウ) 直近1年度の法人税等又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第3号）
- (8) 申請する団体の役員等名簿（様式第4号） 1部
- (9) 独立行政法人情報処理推進機構の「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（情報セキュリティ監査サービス）」の付与認定登録証又はその写し 1部

6 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 公募の周知開始 | 令和7年8月4日(月) |
| (2) 参加申込書の受付 | 令和7年8月4日(月)～8月26日(火)17時 |
| (3) 質問の受付期限 | 令和7年8月4日(月)～8月12日(火)17時 |
| (4) 質問への回答(公表) | 令和7年8月20日(水) |
| (5) 提案書類等の提出期限 | 令和7年8月28日(木)17時 |
| (6) 審査(書類審査) | 令和7年9月1日(月) |
| (7) 審査結果の通知・公表 | 令和7年9月4日(木) |
| (8) 契約業者の決定・契約締結 | 令和7年9月中旬 |

※) 応募の状況を踏まえ、必要に応じてプレゼンテーション形式の説明会を設定する場合があります。その際、(6) 審査(書類審査)以降の日程が変更となる。

7 参加申し込み期限及び提出方法

(1) 参加申込書

提出期限 令和7年8月26日(火)17時

提出先 16の提出場所

提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

(2) (1)以外の各書類

提出期限 令和4年8月28日(木)17時

提出先 16の提出場所

提出部数 5のとおり。

(紙及びCDまたはDVDによる電子データによるものとする。)

提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

なお、参加申込書の提出があった場合でも、書類の提出がなかった場合は、辞退とみなす。

8 条件

- (1) 詳細については、別に定める「令和7年度盛岡市情報セキュリティ外部監査業務委託仕様書」を確認のこと。
- (2) 本委託に係る契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、契約を締結しない場合がある。その場合、市はそれに伴って生じる費用の一切を補償しない。

9 審査

- (1) 提出された企画提案書等については、書類審査を実施の上、評価する。
なお、書類審査後に必要に応じてプレゼンテーション形式の説明会を開催する。
- (2) 提出された企画提案書等に不備があり、必要な要件及び情報が大幅に不足している

と認められる場合は、審査を行わず失格とする。

- (3) 審査結果については、各企画提案者に文書で通知する。また、その結果を市ホームページで公表する。

10 経費負担

本プロポーザルの参加に係る経費は参加者の負担とし、市はその一切を負担しない。

11 提出書類の取り扱い

- (1) 市に提出された一切の書類は返却しない。
- (2) 参加申込書・会社概要または提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。
- (3) 提出書類は、契約業者を選定するための資料であり、公表するものではない。

12 実施要領等に関する質問の受付

- (1) 実施要領等に関する質問は、質問票（様式第2号）に簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。（joho@city.morioka.iwate.jp）
- (2) 質問の受付期間は、令和7年8月4日（月）から令和7年8月12日（火）17時までとする。
- (3) 回答は、令和7年8月20日（水）に、盛岡市公式ホームページで公開する。
<https://www.city.morioka.iwate.jp/>

13 企画提案上限額

6,930,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

14 業務委託料

委託料は、本業務が完了し、市が業務完了の確認を行った後に、受託者に支払うものとする。

15 その他

- (1) 本企画提案に際し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (2) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申し立てを受け付けない。
- (3) 本提案を辞退した場合においても、これを理由として今後市の発注する契約業務において影響を及ぼすものではない。
- (4) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(5) 提案者は審査員に個別に接触してはならない。

16 本件に係る資料提出場所及び問合せ先

盛岡市総務部情報企画課（本庁舎 6 階）（担当：藤原）

住所：〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

電話：019-626-7514（直通） F A X：019-626-6211

電子メール joho@city.morioka.iwate.jp